文 教 委 員 会 資 料 令 和 元 年 9 月 2 4 日 子 ど も 未 来 部 保 育 課

第84号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例 第85号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者 負担額に関する条例の一部を改正する条例

令和元年10月から少子化対策等を目的に幼児教育無償化が開始され、3歳以上の児童等の保育料が無償化される。安心して子どもを産み育てる環境づくりの更なる推進が求められていることから、2歳児以下の子どもを持つ多子世帯について負担軽減を図るため、条例の一部を改正する。

1 概要

認可保育園、認定こども園、特定地域型保育事業に在園している2歳児以下の月額 保育料を、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償とする。

◆改正後の例

兄弟状況	第1子(小4以上)	第2子(小3)	第3子(0歳)
現状	多子認定対象外	第1子認定	第2子認定(半額負担)
改正後	第1子認定	第2子認定	第3子認定(無償)

2 新旧対照表

別紙「新旧対照表(案)」のとおり

3 施行日

公布の日

品川区保育の実施等に関する条例新旧対照表	
新	旧
○品川区保育の実施等に関する条例	○品川区保育の実施等に関する条例
昭和62年3月30日	昭和62年3月30日
条例第20号	条例第20号
(認定)	(認定)
第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子ど	第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子ど
もの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令	もの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令
第44号。以下「施行規則」という。) 第1条の5各号で定める事由のいずれ	第44号。以下「施行規則」という。)第1条各号で定める事由のいずれかに
かに該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第1項第2号	該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第1項第2号また
または第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。	は第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。
2 前項の施行規則 <u>第1条の5各号</u> で定める事由のうち、同条第1号(施行規	2 前項の施行規則第1条各号で定める事由のうち、同条第1号(施行規則附
則附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により	則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定め
定める時間は、48時間とする。	る時間は、48時間とする。
(費用の額の決定)	(費用の額の決定)
第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」	第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」
という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定	(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定

- (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額
- (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 幼児教育の実施 零

- (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額
- (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 幼児教育の実施 零
- 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または

- 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。<u>別表第2</u>から<u>別表第4</u>までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第2</u>に定める額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当

次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしく は通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合にお ける当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるとき は、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同 じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第2に定める 額とする。

- (1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設
- (2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所
- (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第 3条第2号の幼児教育施設
- (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部
- (5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型 児童発達支援を行う施設または法第43条の2の児童心理治療施設(当該施 設に通所する場合に限る。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯 (別表第1のC階層の第2階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。) に、特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等 (同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3から別表第5までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。
- 5 第1項<u>および第2項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世

44	r →
	
新	旧

該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。

帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。

別表第2(第5条関係)

区分	月額(児童1人につき)
小学校または義務教育学校の第1学年か	別表第1に定める額(第5
ら第3学年までに在学している児童およ	条第1項第2号に掲げる区
び第5条第2項各号に掲げる施設または事	分に該当する場合にあつ
業所のいずれかに通園し、入所し、もし	ては、同号に定める額と
くは通所し、または事業所の訪問を受け	する。) に100分の50を乗
ている児童のうち、最年長である児童の	じて得た額
次に年長である児童	
その他の児童	0円

別表第2 (第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額(第5条第1項 第2号に掲げる区分に該当する場
	合にあつては、同号に定める額と する。)に100分の50を乗じて得
	た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第3 (第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等の	別表第1 $のC$ 階層の第 2 階層から D
次に年長である特定被監護者等	<u>階層の第2階層(1)まで</u> に定める額
	(第5条第1項第2号に掲げる区分
	に該当する場合にあつては、同号
	に定める額とする。)に100分の5
	0を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第3(第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD
	階層の第3階層までに定める額(第
	5条第1項第2号に掲げる区分に該

別表第4(第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD
	階層の第3階層までに定める額(第
	5条第1項第2号に掲げる区分に該

	新		IΒ		
		当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を 乗じて得た額			当する場合にあつては、同号に定 める額とする。) に100分の 50 を 乗じて得た額
そ(の他の特定被監護者等	0円		その他の特定被監護者等	0円

別表第4 (第5条関係)

区分		月額(特定被監護者等1人につ			
			き)		
		3歳未	3歳児	4歳以上	
		満児の	の場合	児の場	
		場合		合	
最年長であ	第5条第1項第1	9,000	0円	0円	
る特定被監	号に掲げる区分	円			
護者等	に該当する場合				
	第5条第1項第2	7,200	0円	0円	
	号に掲げる区分	円			
	に該当する場合				
その他の特定被監護者等				0円	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項から第4項までおよび別表第2から別表第4までの 規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の 月分の保育料については、なお従前の例による。

別表第5 (第5条関係)

区分		月額(特定被監護者等1人につ			
			き)		
		3歳未	3歳児	4歳以上	
		満児の	の場合	児の場	
		場合		合	
最年長であ	第5条第1項第1	9,000	0円	0円	
る特定被監	号に掲げる区分	円			
護者等	に該当する場合				
	第5条第1項第2	7,200	0円	0円	
	号に掲げる区分	円			
	に該当する場合				
その他の特定被監護者等				0円	

平成27年3月31日 条例第18号 平成27年3月31日 条例第18号

(利用者負担額)

- 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合。零
 - (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者(以下「特定居宅訪問型事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額
 - ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額
 - イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子

(利用者負担額)

- 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合零
 - (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者(以下「特定居宅訪問型事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額
 - ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額
 - イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子

どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者(以下「特定家庭的保育事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額

- ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額
- イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者(以下「特定家庭的保育事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額

- ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額
- イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育 学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次 の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは 通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合におけ る児童のうち、最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、 別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。) 以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第3に定める 額とする。
 - (1) 教育・保育施設
 - (2) 地域型保育事業を行う事業所
 - (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第 3条第2号の幼児教育施設
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項の特別支援学校の幼稚部
 - (5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設、居宅訪問型児 童発達支援を行う事業所または児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯 (特別利用教育、特定保
- 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人 3

新

以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等 (同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。<u>別表第3</u>から<u>別表第5</u>までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。

ΙH

育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層がらD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4から別表第6までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。
- 5 第1項<u>および第2項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。

別表第3 (第3条関係)

区分	月額 (児童1人につき)
小学校または義務教育学校の第1学年か	別表第1に定める額(第3
ら第3学年までに在学している児童およ	条第1項第2号イの区分に
び第3条第2項各号に掲げる施設または事	該当する場合にあって
業所のいずれかに通園し、入所し、もし	は、同号イに定める額と
くは通所し、または事業所の訪問を受け	する。) または別表第2
ている児童のうち、最年長である児童の	に定める額(同項第3号イ
次に年長である児童	の区分に該当する場合に

مبيا		Tes .	
新		旧	
			あっては、同号イに定め
			る額とする。) に100分の
			50を乗じて得た額
		その他の児童	0円
別表第3(第3条関係)		別表第4 (第3条関係)	
区分	月額(特定被監護者等1人	区分	月額(特定被監護者等1人
	につき)		につき)
最年長である特定被監護者等の次に年長	別表第1に定める額(第3	最年長である特定被監護者等の次に年長	別表第1のC階層の第2階
である特定被監護者等	条第1項第2号イの区分に	である特定被監護者等	層からD階層の第2階層
	該当する場合にあって		(1)までに定める額 (第3
	は、同号イに定める額と		条第1項第2号イの区分に
	する。) または別表第2		該当する場合にあって
	に定める額(同項第3号イ		は、同号イに定める額と
	の区分に該当する場合に		する。)または別表第2
	あっては、同号イに定め		のC階層の第2階層からD
	る額とする。) に100分の		階層の第2階層(1)までに
	50を乗じて得た額		定める額(同項第3号イの
その他の特定被監護者等	0円		区分に該当する場合にあ
ての他の付定拠監護有等	017		っては、同号イに定める
			額とする。) に100分の5
			0を乗じて得た額
		and the state of t	
		その他の特定被監護者等	0円
<u>別表第4</u> (第3条関係)		<u>別表第5</u> (第3条関係)	
区別	月額(特定被監護者等1人	区別	月額(特定被監護者等1人
	につき)		につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階	最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階
N 1 2 2 2 2 14 / C 1/	14452714 - 01 HVH - NA-1 H	1 1 1 1 1 2 0 0 14 /C 1/ 1 1 1	A454214 - 01 HVH - 214-11

·	新	IE	1
	層からD階層の第3階層ま		層からD階層の第3階層ま
	でに定める額(第3条第1		でに定める額(第3条第1
	項第2号イの区分に該当		項第2号イの区分に該当
	する場合にあっては、同		する場合にあっては、同
	号イに定める額とする。)		号イに定める額とする。)
	または別表第2のC階層の		または別表第2のC階層の
	第2階層からD階層の第4		第2階層からD階層の第4
	階層(1)までに定める額		階層(1)までに定める額
	(同項第3号イの区分に		(同項第3号イの区分に
	該当する場合にあって		該当する場合にあって
	は、同号イに定める額と		は、同号イに定める額と
	する。) に100分の50を乗		する。)に100分の50を乗
	じて得た額		じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円

別表第5 (第3条関係)

区分		月額(特定	月額(特定被監護者等1人につ		
			き)		
		3歳未	3歳児	4歳以	
		満児の	の場	上児の	
		場合	合	場合	
最年長である特	第3条第1項第2	9,000	0円	0円	
定被監護者等	号アまたは同項	円			
	第3号アの区分				
	に該当する場合				
	第3条第1項第2	7,200	0円	0円	
	号イまたは同項	円			
	第3号イの区分				
	に該当する場合				
その他の特定被監	護者等		·	0円	

別表第6 (第3条関係)

区分		月額(特定	月額(特定被監護者等1人につ		
			き)		
		3歳未	3歳児	4歳以	
		満児の	の場	上児の	
		場合	合	場合	
最年長である特	第3条第1項第2	9,000	0円	0円	
定被監護者等	号アまたは同項	円			
	第3号アの区分				
	に該当する場合				
	第3条第1項第2	7,200	0円	0円	
	号イまたは同項	円			
	第3号イの区分				
	に該当する場合				
その他の特定被監	護者等		•	0円	

新	旧
付 則	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
2 改正後の第3条第2項から第4項までおよび別表第3から別表第5までの	
規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月	
以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。	